○文部科学省告示第百七十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月二十二日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
雛菊を持つ少女	平成二十八年十二月二十二日	平成二十九年一月四日から同年四月二十六日まで	株式会社河北新報社 事業担当局長　鈴木　紳一 宮城県仙台市青葉区五橋一―二―二十八	宮城県美術館 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一 平成二十九年一月十四日から同年四月十六日まで
ピンクと黒の帽子を被る少女	同右	同右	宮城県美術館 館長　有川　幾夫 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一	同右
ボート	同右	同右	東北放送株式会社 事業局長　長瀬　直之 宮城県仙台市太白区八木山香澄町二十六―一	同右
小さな桟敷席	同右	同右	同右	同右
ポール・ムニエの肖像	同右	同右	同右	同右

○経済産業省告示第三百一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十八年十二月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	花こう岩・同類似岩石採石業	平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで
二	安山岩・同類似岩石採石業	
三	砂岩採石業	
四	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
五	長石鉱業	
六	天然けい砂鉱業	
七	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
八	けいそう土鉱業	
九	しゅんせつ工事業	
十	舗装工事業	
十一	鉄筋工事業	
十二	れんが工事業	
十三	タイル工事業	
十四	コンクリートブロック工事業	
十五	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
十六	道路標示・区画線工事業	
十七	床工事業	
十八	内装工事業	
十九	はつり・解体工事業	
二十	一般電気工事業	
二十一	電気配線工事業	